

生活創造情報プラザの施設・設備の利用の手引き

淡路文化会館

1 生活創造情報プラザとは

生活創造情報プラザとは、淡路文化会館に登録された生活創造活動グループの施設です。地域文化や消費生活をはじめ子育て、青少年育成、男女共同参画、健康福祉、環境、緑化などの様々な分野にわたる生活創造活動を行っているグループのミーティングや発表、情報誌の作成などに利用できる施設を備えています。

また、伝統文化コーナーでは、伝統文化に関する図書やビデオ、DVDソフト、消費生活、環境・資源問題、生涯学習などの図書やビデオソフト、展示パネルの閲覧や貸出しを行っています。

2 利用等ができる施設及び設備

施設・設備	定員等	利用内容	付属設備
伝統文化コーナー	17㎡	閲覧・貸出し 等	—
パフォーマンススペース	50人	発表会・交流会・展示・各種練習 等	ミーティング用机・椅子
スペース101	10人	学習会・ミーティング 等	インターネット接続(102) ※パソコンは持ち込み ミーティング用机 ミーティング用椅子
スペース102	20人		
ブース201	10人		
ブース202	10人		
ブース203	10人		
プラザルーム	25人		
資料室	50人		
和室スペース	15畳	発表会・交流会・各種練習 等	長机・椅子
和室ブース	8畳		座卓・座布団
プラザ広場	30人	発表会・交流会・各種練習 等	テレビ・ビデオ
多目的スペース	95㎡		大鏡
保育室	10人	お子様同伴の方の利用	—
印刷製本室	—	会報・チラシ・資料等の印刷製本	印刷機・紙折機・ 丁合機・拡大機
グループロッカー	—	1グループ1個	—

3 利用できる日及び時間

原則、淡路文化会館の開館日(9:00~21:00)

※年末年始(12/29~1/3)は休館。

4 利用方法及び注意事項

(1) 伝統文化コーナーの利用

- ①自由に利用していただきます。
- ②映像ソフトや図書の借用を希望される場合は、「ライブラリー利用申請書」に記入のうえ、事務室まで申し込んでください。(借用期間は原則として2週間以内)
- ③パネル等の展示品の借用を希望される場合は、あらかじめ事務室に申し出、借用期間や物品等を調整のうえ、利用の許可を受けてください。

(2) 生活創造情報プラザの利用

① 申し込み方法

ア 別に定めるところによりグループ登録のうえ、利用を希望する日の属する月の3ヶ月前の月の初日(閉館日・土・日・祝日を除く)の午前10時から受け付けます。

※受付先着順（同着の場合は窓口受付分を優先します。）

*初日以降は閉館日を除き随時、予約受付します。（午前9時から午後9時まで）

イ 利用申込書1枚につき、1日分の活動を記入ください。

ウ 淡路文化会館（以下「会館」という）の業務に差し支える場合には、変更あるいはお断りする場合があります。

② 利用上の注意事項（「淡路文化会館ご利用について」もお読みください。）

ア 特定の政治目的・宗教目的に関する活動、あるいは営利目的などには利用できません。

イ 印刷製本室の利用は、印刷関連作業のみに限り、1時間を目安としてください。

ウ 事務用品、印刷用紙等は各グループで用意してください。

エ 利用終了時には、整理整頓し、机や椅子、機器などをもとの位置に戻してください。

（注）印刷機（リソグラフ）の利用は一箇月につき5,000枚までは無料としますが、5,000枚を超える場合は、インク代として3,500円お支払い頂きます。さらに5,000枚を超えるごとに3,500円を加算してお支払い頂きます。なお、印刷原稿1枚につき30枚以内の印刷をされる場合は、原稿をお預りし、事務所内のコピー機にて対応させて頂きます（利用申込書の利用施設機器等の欄は「印刷室利用」の旨でお書きください）。

（3）保育室の利用

利用される場合は、グループで付き添いされる方を確保して利用してください。

（4）グループロッカーの利用

①登録グループは、所定の様式（様式1）で申込みをすれば、指定のグループロッカーを利用できます。

②ロッカーには資料や事務用品等を保管することができます。ただし、鍵はかかりませんので、留意してください。

5 その他

（1）施設・設備を破損・滅失した場合は、弁償していただくことがあります。

（2）グループの所有物をグループロッカー等に置かれ、紛失・破損などが生じても責任は負いません。

（3）他の利用者に迷惑を及ぼす行為があった場合は、直ちに利用を中止していただきます。

（4）施設管理者が妥当と判断した場合は、利用者に断りなく利用を中止することがあります。